朴委員からの質問及び回答①

資料１－３－１

|  |
| --- |
| 〔施策名〕I 　基本方向と推進方策　４　国際理解教育・在日外国人教育の充実（３）「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」の普及啓発〔上記資料のページ番号〕23ページ |
| 〔質問内容〕歴史的経緯と社会意識の中で、民族的マイノリティの人たちが、本名を含め、自分のアイデンティティを表現することが容易くないことは理解しており、その中での「指針」のもとに大阪府の教育現場が努力していることを評価している。大阪府内でも市町村によって外国人住民の比率がかなり違うし、外国ルーツで日本国籍の子どもたちがいるなど状況を把握するのは難しいことは承知している。教育現場だけではなく、大阪府の他の部局や「外国人との共生」にとりくむ関係者にも現状認識をする必要があると考え、一つの参考資料として、公立学校の本名使用の現状を教えてほしい（夜間中学は別にしてほしい。在籍数が多い上位3つの国籍の児童・生徒と全体） |
| 〔回答〕令和元年（平成31年）度の市町村の小中学校（政令市は除く）及び府立高等学校で学んでいる外国人児童生徒の本名使用率は、以下のとおりである。（％）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国籍 | 小学校 | 中学校（夜間中学は含まれない） |  | 国籍 | 高等学校 |
| ① 中国 | 62.3 | 41.0 |  | ① 中国 | 61.9 |
| ② 韓国・朝鮮 | 33.1 | 20.9 |  | ② 韓国・朝鮮 | 42.5 |
| ③ ベトナム | 77.5 | 58.6 |  | ③ フィリピン | 70.3 |
| 外国籍全体 | 64.0 | 46.0 |  | 外国籍全体 | 57.1 |

※　小・中学校は、市町村からのヒアリングによる。※　中学校夜間学級の本名使用率については把握していない。※　高等学校については、全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値。 |